

衛生センター解体撤去工事  
実施設計業務委託

仕様書

令和8年

勝山市上下水道課

## 第1章 総則

### 1. 適用範囲

本仕様書は、勝山市（以下、「発注者」という。）が発注する「衛生センター解体撤去工事实施設業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用し、本業務で履行しなければならない一般的事項について定めたものである。

### 2. 業務の目的

本業務は、勝山永平寺衛生管理組合が保有するし尿処理施設、衛生センター（以下「当該施設」という。）を解体するにあたり、解体作業に従事する労働者への安全対策及び環境保全対策を講じつつ解体工事を円滑に実施するため、ダイオキシン類調査及び解体実施設計を行うことを目的とする。なお、本業務には当該施設に残留している残渣（砂、汚泥等）の処理に関する見積業務を含むものとする。

### 3. 業務の名称

衛生センター解体撤去工事实施設業務委託

### 4. 業務の範囲

本委託の業務内容は、第2章に示すものとする。なお、本業務の受注者は、発注者と十分打合せ、協議のうえ本業務を履行するものとする。

### 5. 委託場所

福井県勝山市滝波町 3-1309-1

### 6. 委託期間

契約締結日 から 令和9年3月19日 まで

### 7. 遵守すべき法令等

乙は、本業務の履行にあたり、関係する諸法令等を遵守しなければならない。

### 8. 資料の貸与

本業務の履行上必要な資料の収集は、原則として受注者が行うものであるが、発注者が保有する資料等で業務履行上必要なものは貸与するものとする。

但し、資料の貸与は所定の手続によるものとし、貸与した資料は業務完了後速やかに返却するものとする。

## 9. 秘密の保持と中立性の義務

受注者は、本業務上知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。また、受注者は、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

## 10. 主任技術者

受注者は、本業務の主任技術者を選任し発注者へ届け出ることとする。主任技術者は本業務の全般にわたり技術的指導を行うものである。

主任技術者は技術士法に定める技術士（衛生工学部門）又は RCCM（廃棄物部門）の資格を有する者としてすること。

また、主任技術者は過去 10 年以内に地方公共団体及び一部事務組合から発注された一般廃棄物処理施設の解体実施設計の完了実績を有すること。

## 11. 審査

受注者は、本業務が完了したときは、成果品を発注者に提出し、審査を受けるものとする。

## 12. 検査及び引き渡し

受注者は、成果品の提出図書一式を発注者の係員の検査を受けて引き渡し、本業務は完了したものとする。

## 13. 疑義及び業務の変更

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また業務の変更を要する場合には、発注者、受注者の協議によりこれを定めるものとする。

## 14. 打合せ及び会議録

受注者は、業務に関し必要な打合せを行った場合、その打合せ事項及び成果を記録し、発注者に提出するものとする。

## 15. 提出書類

### 1) 着手時

- (1) 着手届
- (2) 主任技術者届
- (3) 工程表

### 2) 完了時

- (1) 完了届
- (2) 納品書

### (3) 請求書

## 16. 成果品

- |                |       |     |
|----------------|-------|-----|
| 1) 事前調査計画書     | A 4 版 | 2 部 |
| 2) 事前調査結果報告書   | A 4 版 | 2 部 |
| 3) 見積仕様書       | A 4 版 | 2 部 |
| 4) 見積設計図書比較検討書 | A 4 版 | 2 部 |
| 5) 発注仕様書       | A 4 版 | 2 部 |

## 第 2 章 業務内容

### 1. 事前調査業務

本業務は当該施設のダイオキシン類及びアスベスト・重金属類の汚染状況を調査するものであり、その結果は解体工事を行う場合の見積設計において管理区域及び保護具の選定や処分方法を検討する上での条件となるものである。

#### 1) 概況調査

当該施設の土木建築設備、プラント設備及び施設周辺の概況に関し、既存資料の収集・整理や現地踏査により調査をおこなうこと。

##### (1) 当該施設の仕様等の整理

- ① 当該施設の管理データ類（ダイオキシン類調査結果等）資料の整理
- ② 図面集の整理（処理工程図、全体配置図、機器配置図、仕上図、基礎図等）
- ③ 機械・電気設備の仕様書等の整理
- ④ 申請図書の整理（工事内訳書等）
- ⑤ その他（施設改造等の履歴）

##### (2) 周辺地域の概況調査

- ① 当該施設への主要なアクセス道路
- ② 周辺の公共用水域の状況
- ③ 周辺の民家・施設の状況
- ④ 関係法令の整理

#### 2) 事前調査計画書の作成

「1) 概況調査」で得られた情報を基に、ダイオキシン類及びアスベスト・重金属類の検体採取箇所及び検体数を検討し、調査スケジュール、分析方法、調

査における安全対策等を合わせて明記した事前調査計画書を作成すること。

### 3) 事前調査

2)の調査計画書を基に、当該施設の建屋や設備機器等のダイオキシン類及びアスベスト・重金属類を調査測定すること。

#### (1) 解体対象設備の汚染物のサンプリング調査

##### ① 調査項目：ダイオキシン類

労働安全衛生規則第 592 条の 2 に定めるところにより、汚染物のサンプリング調査を事前に実施する。サンプリング調査対象設備及び対象物は次のとおり。

調査対象設備	対象物	検体数
焼却炉本体	炉内焼却灰及び炉壁付着物	2
煙突	煙突下部付着物	1
除じん装置	装置内堆積物及び装置内壁面等付着物	2
排煙冷却設備 (熱交換器)	設備内付着物	1
土壌		2
合計		8

※ 汚染物のサンプリング調査時のばく露防止対策として、汚染物のサンプリング調査作業を行うに当たっては、レベル 3 の保護具を着用して作業を行うこと。

##### ② 調査項目：アスベスト

解体対象物に使用されたアスベスト含有部材の有無についてサンプリング調査を事前に実施する。なお、調査に際しては、当該施設設計図面等を照査後実施すること。

ア 調査地点：焼却設備点検口シール材、断熱材、吸音材、建屋内建材、外壁等

イ 検体数：6 検体

#### (2) 除じん装置内重金属類調査

① 調査項目：アルキル水銀化合物、1,4-ジオキサン、カドミウム、六価クロム、水銀及び化合物、セレン、鉛、ひ素

② 調査地点：除じん装置（バグフィルタ）内堆積物

③ 検体数：1 検体

#### 4) 事前評価

現況調査結果を踏まえた評価から、し尿処理施設の解体作業に係る管理区域の決定及び保護具の選定や処分方法等の検討を行い、事前調査結果報告書として取りまとめること。

### 2. 解体撤去計画の検討

ダイオキシン類及びアスベスト・重金属類の事前調査結果を整理、考察することで、管理区域及び保護具の選定等について検討するものである。検討結果は、後述の見積仕様書に反映すること。

見積仕様書は、専門業者から見積設計図書を徴収するために使用するものであり、専門業者から提示された見積設計図書は、解体工事費の設計・積算の参考とする。

#### 1) 解体計画案の検討

解体撤去、事業に係る全体スケジュール、解体方法、作業の実施手順、周辺環境への対応等について検討する。

#### 2) 解体作業手順、要領の検討

事前調査結果に基づき、汚染除去作業・解体工・集じん排気・除染水処理・廃棄物処理等について検討する。

#### 3) 作業環境安全対策

解体作業にあたり、解体する作業者の安全と健康を守るための安全衛生管理体制、保護具、作業場所、安全管理等について検討する。

#### 4) 見積仕様書の作成

し尿処理施設またはごみ焼却施設の解体工事の実績を有する業者から、解体工事の見積設計図書を徴収するために必要な見積仕様書を作成すること。

見積仕様書の目次構成は、下記のとおりとする。

##### (1) 総則

- ① 計画概要
- ② 解体施設概要
- ③ 一般事項
- ④ 公害防止対策
- ⑤ 災害防止
- ⑥ 工事範囲
- ⑦ 提出図書

(2) ダイオキシン類等安全対策に係る工事仕様書

- ① 施工計画の立案
- ② 安全管理体制
- ③ ダイオキシン類ばく露防止対策
- ④ 付着物除去工事
- ⑤ 解体工事
- ⑥ 排水処理
- ⑦ 廃棄物の処理・処分
- ⑧ 工事中の調査・分析

(3) 当該施設内の残渣処理（砂、汚泥等）

5) 見積設計図書の徴収

見積参加業者に見積仕様書を提示し、当該仕様書に基づく解体工事に係る工事内訳書を含む見積設計図書を徴収する。事業者の選定は発注者の指示によるものとし、選定に必要な実績情報などは受注者の調査報告によるものとする。

6) 解体工事見積図書の技術比較・検討

見積参加業者から徴収した工事内訳書を含む見積設計図書に基づき、工事金額と工法等について比較検討を行い、報告書としてとりまとめること。

7) 概算事業費の算定

見積参加業者から徴収した工事内訳書を参考に概算事業費を算定すること。

8) 発注仕様書等（設計図書）の作成

見積参加業者の見積設計内容を極力統一した上で、概算事業費を算定し、それらを基に解体工事の発注用の仕様書を作成すること。なお、解体撤去工事の実施にあたり必要となる各種法令、条例等の手続きに必要となる関係機関との打合せ、および資料の作成を含むものとする。

9) 打合せ協議

業務着手時、中間打合せ1回、成果物納入時の計3回を基本とするが、業務を円滑に進める上で必要な場合は、適宜実施するものとする。なお、打合せ協議内容及び決定事項について、受注者が書面により報告し、発注者の合意の上、打合せ記録簿を記録・押印し、双方が1部ずつ保管するものとする。

施設概要

名 称	し尿処理施設
所 在 地	福井県勝山市滝波町 3-1309-1
処 理 方 式	好気性消化処理方式
処 理 能 力	50kl/日